

特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会の運営の在り方について (案)

特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会（以下「研究会」という。）の運営については、研究会の決定に基づき、座長が運営要領において定める。

1．議事の進行

研究会の進行は、座長が務める。

座長が出席できない場合は、座長があらかじめ指名した座長代理がその職務を遂行する。

2．研究会の運営

(1) 研究会は、原則公開とすることによろしいか。

研究会の検討内容によっては、座長の判断で非公開とすることもできる旨定めてもよろしいか。

(2) 研究会における配布資料は、内閣府のホームページ（以下「HP」という。）で原則公表することによろしいか。

資料の性質によっては、座長の判断に基づいて非公開（全部又は一部）とすることもできる旨定めてもよろしいか。

(3) 議事要旨及び議事録を作成し、HPで原則公表することによろしいか。

議事要旨については、事務局において作成し、座長の確認後速やかにHPで公表することによろしいか。

議事録については、発言者名を明記することとし、委員の確認後HPで公表することによろしいか。また、座長の判断により、議事録の全部又は一部を一定期間公表しないこともできると定めてもよろしいか。

(4) 研究会の議事の効果的な進行のため、座長の判断により、外部有識者からのヒアリングの実施や代理者の出席を認めることができる旨定めてもよろしいか。

3．その他

運営要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項については、座長が研究会に諮り、決定する。